行田市学童保育室設置及び管理条例の 改正する条例など12議案を可決・同意・認定



議場風景(9月定例会)

9月定例会には、市 長提出議案13件が提 出され、継続審議とし た1議案を除く12議 案をすべて原案のとお り可決・同意・認定し ました。

また、議員提出議案 2件が提出され、いず れも可決しました。

主な議案の内容は次 のとおりです。

改正する条例

(原案可決

○行田市手数料条例の一部を

市 長 提 出

議

案

管理条例の一部を改正する条 ○行田市学童保育室設置及び (原案可決

全体へと拡大された。 おおむね10歳未満から小学生 学童保育室の利用対象年齢が た子ども・子育て支援新制度 平成27年度からスタートし 児童福祉法が改正され

を行うものである。 り扱いをできるよう行田市手 が条例で定めた場合には、無 する者は、被害者またはその 弔慰金等の支給を受けようと 日本国民の被害者本人へは1 0万円が、また障害が残った 遺族の戸籍について、市町村 00万円が支給されることと 外犯罪被害弔慰金として20 罪行為により不慮の死を遂げ 日本国外で発生した故意の犯 数料条例について所要の改正 ているため、これと同様の取 料で交付を受けられると定め なった。同法第9条では、同 た日本国民の遺族に対し、国 給に関する法律が制定され、 国外犯罪被害弔慰金等の支

した理由は。 なのはな教室であった教室と 童保育室の設置場所を校門に 真疑 新たな東小学校内の学 番近い家庭科室ではなく、

込まれたため、 の移設に多額の改修費用が見 ス管や水道管の設備配管など 校門に近い家庭科室を検討し 護者の送迎を考慮し、 するに当たり、 教室を学童保育室に転用 調理台が固定され、 改修費用や保 家庭科室の隣 まず、 ガ

るため、北小学校体育館2階 を開設した。しかし、今後も 年4月には南第一学童保育室 にみずしろ学童保育室を、本 昨年4月には児童センター内 所在を追加するものである。 本条例においてその名称及び 育室を設置するものであり、 教室を活用して新たな学童保 の会議室及び東小学校の余裕 利用希望者の増加が見込まれ いる学童保育室もあるため、 した中、定員に不足が生じて は年々高まっているが、こう あり、学童保育に対する需要 行っている世帯の増加なども 働きながら子育てを

や地域性を考慮して検討する。 績はもとより、事業の継続性 っては、学童保育室の運営実 の学童保育室は未定である。 託する予定だが、東小学校内 保育室は社会福祉協議会へ委 体の予定はどうなっているか。 なお、委託先の選定に当た 新たな北小学校内の学童 両学童保育室の運営主

補正総額

9億5095万円余り

事業の見直し及び新たな事業 策を効率的に推進するための 補正予算 実施のための所要経費等を措 ○平成28年度行田市一般会計 当初予算に計上した各種施 (原案可決)

にあるこの教室を選定した。

ないと聞いているが、 た教室には、 なのはな教室が移動し エアコン設備が

学童保育室の改修とあわせて いる。また、この教室へは、 ータブルエアコンを設置して コン設備がないため、現在ポ アコン設置予定の有無は。 どうなっているのか。またエ エアコンの設置を予定してい 移動先の教室には、エア